

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清 伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年6月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 16名にしてその氏名は次のとおり  
1番 沼部 清伸      2番 高橋 誠一      3番 高橋 善一  
4番 船山 利美      5番 安達 芳紀      6番 小野 博  
7番 遠藤 敬一      8番 佐藤 一志      9番 浅野 厚司  
10番 高橋 隆      11番 錦郡 昌之      12番 島崎 栄一  
13番 大河原 清      15番 峠田 一徳      16番 本間 仁一  
17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
14番 大武 伸彦
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司  
同 上 事務局 長 補 佐 大坂 登啓  
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子  
南陽市農林課 農政係 長 栗野 昌之  
同 上 主任 堀之内 豊
5. 付 議 事 件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報 第8号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報 第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第9 議第29号 非農地証明願に対する可否について  
日程第10 議第30号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第11 議第31号 南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について



小関事務局長 　ただ今上程されました報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田1,400㎡ 畑195㎡ 合計1,595㎡を賃借人の希望により合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転3件、使用貸借権の設定が3件、合計6件の許可申請があったのでご提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑859㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑237㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑892㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　4番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を再設定するもので、▲▲字▲▲ 田6,254㎡ 畑1,505㎡ 合計7,759㎡の10年契約です。

大坂事務局長補佐 5番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲畑 1,431㎡の5年契約です。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲田 22,668.5㎡畑 15,952.74㎡合計 38,621.24㎡の10年契約です。

議長（沼部会長） ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長） 初めに議第26号1番の現地調査について、9番浅野厚司委員より報告をお願いいたします。

9番  
（浅野厚司委員） 6月24日に現地確認したところ、さくらんぼと思いますが果樹が倒されていて、畑として耕作する準備がされているようでした。周辺の農地へは影響がないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に2番の現地調査について2番高橋誠一委員より報告をお願いいたします。

2番  
（高橋誠一委員） 耕作されており、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に3番の現地調査について7番遠藤敬一委員より報告をお願いいたします。

7番  
（遠藤敬一委員） 調査の結果、支障なしと判断してきました。

議長（沼部会長） これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………

異議なしと認めます。

よって、一括して審議いたします。

この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………

許可することが全員と認めます。

よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第7議第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 2,565㎡を資材置き場して利用するために、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地となっており、目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 404㎡を住宅用地として利用するために、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第1種農地となっておりますが例外規定の集落接続で転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告をお願いします。

15番（峠田一徳委員） 6月18日に私と本間仁一委員、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

………全員挙手………

- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し3件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 448㎡を所有権移転し、資材置き場として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 3,358㎡を所有権移転し、保育園用地として造成するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
3番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 137㎡ 畑 432㎡ 合計 569㎡を賃貸借し、農作業小屋を建築するため、申請があったものです。  
当該地は、農用地内農地ではありますが、例外規定の農業用施設と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について16番本間仁一委員より報告をお願いします。
- 16番（本間仁一委員） 6月18日に私と峠田一徳委員、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第29号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第29号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し3件ありましたので提案するものであります。  
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 田 300㎡ が、昭和30年頃に植林し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 2番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 畑 合計356㎡が、昭和61年に住宅を建築し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 3番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 田 合計199.72㎡ が、平成2年から住宅敷地として利用し、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで、議第29号1番の現地確認について、6番小野博徳委員より報告をお願いします。

6 番 過日現地確認した結果、申請どおりであったことを報告します。  
(小野博委員)

議長 (沼部会長) ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告をお願いします。

15番 6月18日に私と本間委員、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の4名で  
(峠田一徳委員) 現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであった  
ことをご報告申し上げます。

議長 (沼部会長) これより審議にはいります。  
本案件について質疑意見を求めます。

議長 (沼部会長) ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる  
委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ………全員挙手………  
全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長 (沼部会長) 次に日程第10議第30号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係  
る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第30号「南陽市農用地利用集積計画の策  
定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成30年6月13日付け農第221号をもって、南陽市長  
から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、所  
有権移転2件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画につ  
いて同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求めら  
れておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 (沼部会長) ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明  
を求めます。



嶋貫係長

1 番につきましては、■■■■と■■■■から、■■■■へ▲▲字▲▲ 畑 393㎡ 外8筆 合計2,289㎡ を所有権移転するもので、移転の時期は 公告の日、支払い方法は、現金となっております。

2 番につきましては、■■■■から、■■■■へ ▲▲字▲▲ 畑、175㎡ を所有権移転するもので、移転の時期は 公告の日、支払い方法は、現金となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員の案件でありますので、ここで3番高橋善一委員の退席を求めます。

…………… 2 番高橋善一委員退席（ときに午後2時24分） ……………

議長（沼部会長）

これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長）

決定することが全員と認めます。

よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

ここで、2番高橋善一委員の復席を求めます。

…………… 2 番高橋善一委員復席（ときに午後2時25分） ……………

議長（沼部会長）

次に日程第11議第31号「南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第31号「南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年6月7日付け農第189号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域整備計画に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画変更について意見を求められておりますので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。農林課農政係堀之内主任の補足説明を求めます。

農林課 堀之内主任

（説明する）

議長（沼部会長）

ここで、議第31号 1. 一般除外の2番、2. 編入の2番の現地調査について、2番高橋善一委員より報告をお願いします。

2番

（高橋善一委員）

それでは、私より現地調査の結果を報告します。南陽市農地等事務処理要綱第11の(5)により農業振興地域の変更で1,000㎡以上の案件は、運営委員会の開催日に農林課の説明を受け、運営委員が現地調査を行うことになっていることから、さる、6月11日(月)午後4時より運営委員全員と農林課から堀之内主任、農業委員会から小関局長・大坂補佐の8名で1,000㎡以上の案件2件を現地調査してまいりました。

2件とも申請どおりで周辺農地へも影響がなく、農振地域計画の変更には支障がないと判断できます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長）

全員と認めます。

よって本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年6月18日付け南農委告示第5号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時35分）